

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、白鳥町土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業五名地区）計画を変更することについて平成20年5月23日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成20年6月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成20年6月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀